

福知山市入札監視委員会（平成24年度第1回）議事概要

開催日時及び場所	平成24年8月9日（木） 午後2時10分～4時20分 市民会館31号室	
出席委員氏名（職業）	委員長 高橋 行雄（弁護士） 委員 伊多波 良雄（大学教員） 委員 春木 和仁（大学教員）	
議 事 概 要	<p>1 開会</p> <p>2 報告</p> <p>（1）前回の課題について</p> <p>（2）入札契約制度の見直しについて</p> <p>3 議事</p> <p>（1）平成23年度の入札及び契約手続の運用並びに実施状況について</p> <p>（2）抽出工事に関する審議について</p> <p>（3）次回抽出委員の選出</p> <p>・伊多波委員を選出（五十音順で2名の持ち回り）</p> <p>（4）次回開催日程の調整</p> <p>平成24年11月30日（金）</p>	
審 議 対 象 期 間	平成23年10月1日 ～ 平成24年3月31日	
条件付一般競争入札	2件	対象件数 5件
公募型指名競争入札	1件	
指名競争入札	1件	
随 意 契 約	1件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答	意見・質問	回 答 等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	委員から出された意見・質問を十分に受け止めていただき、特に入札参加資格がきわめて限定的にならないようよく検討するなど、入札制度についてどうしたら現状打破できるか研究・検討していただきますようお願いいたします。	

別 紙

「2 報告（2）入札契約制度の見直しについて」

意見・質問	回 答 等
<p>○最低制限価格の見直しについて</p> <p>最低制限価格の算定式を作成している中央公契連とはどのような協議会か。事務局はどこにあるか。</p> <p>○契約制度の改善について</p> <p>最低制限価格の引上げや、中間前払金制度の導入が、どうして契約制度の改善になるのか。</p> <p>○業者への説明について</p> <p>制度見直しについて、業者説明会が行われたということだが、どのくらいの時間をかけたのか。また、どのくらい業者が集まったのか。</p>	<p>公共工事契約の運用の合理化を図るために、国の省庁、公団、事業団が会員となって、発注機関相互の連絡調整や調査研究などを行う協議会です。事務局は国土交通省にあります。</p> <p>現在、建設業者は経済的に厳しい状況にあります。また、発注者が求める工事の品質を確保していただく必要もあります。それらを総合的に判断して導入しました。</p> <p>平成 24 年 4 月 17 日に約 2 時間の説明会を開催し、対象となる市内業者の 62.2%に出席いただきました。欠席された業者については、説明会資料を郵送しました。</p>

「3 議事（1）平成 23 年度の入札及び契約手続の運用並びに実施状況について」

意見・質問	回 答 等
<p>○発注件数について</p> <p>発注件数が前年度比で 38%減となったが、これについて思い当たる理由はあるか。</p>	<p>事業計画や予算の都合で減少しています。平成 23 年度の工事関連予算は、前年度に比べ 7 億 5 千万円ほど減少しています。</p>

「3 議事（2）抽出工事に関する審議について」関係

1 土木第114号 福知山停車場奥榎原線 道路改良（その1）工事…指名競争入札

意見・質問	回答等
<p>○ 入札書の不着について(1)</p> <p>1 者が入札書不着で失格となっているが、なぜか。業者には不着の場合は失格になるとの認識があるのか。失格後のペナルティはないのか。</p>	<p>電子入札案件であり、入札期間中に入札がなかったということです。指名通知の見逃しということもあるようです。不着により失格となることは、以前から公表しているため、理解されていると思います。入札書不着により失格となった業者に対するペナルティはありません。</p>
<p>○ 入札書の不着について(2)</p> <p>指名競争をするのであれば参加の意思を確認するのがよいのではないかと。指名したという連絡はどのようにしているのか。応札の意思があるか確認作業をするべきと思うが。</p>	<p>業者は指名競争入札参加申請をした時点で指名をしてほしいとの意思があると考えています。指名したこととの連絡は電子入札システムによりメール送信を行っています。いろいろな事情があるかもしれませんが、入札がない場合は失格にするという取決め事項があり、それに従って事務処理を進めているところです。</p>
<p>○ 変更契約について(1)</p> <p>工期、契約金額について、かなり大きな変更契約がされているが、なぜ事前に予想できなかったのか。</p>	<p>工期については、工事場所に近接する営業店から営業に支障が出るとの話があり、営業店との調整に不測の時間を要したことによります。金額変更については、事前に綿密な地盤調査もしていましたが、当初の設計では予想できなかった地盤等の影響から、現場状況にあう施工方法に変更したことによるものです。この工事は複雑な工事もあり、変更設計を行った結果、変更額が大きくなりました。</p>
<p>○ 変更契約について(2)</p> <p>変更額はどのようなプロセスで決められるのか。変更も大きくなれば金額も大きくなるので、変更のプロセスをはっきりと説明できるようにしておくべきである。</p>	<p>変更額の決め方については、本市のガイドラインや要綱が定めてあり、業者との協議の上、最も効果のある方法を採用し、変更指示した内容について積算して、請負率を掛けて決定しています。</p>

<p>○ 要綱等について 変更に関する要綱、また、その他入札契約関係の規定をすぐに確認できるよう、次回より資料を準備していただきたい。</p> <p>○ 変更契約について(3) 土木工事に関して、こういう変更契約が発生する比率はどのくらいあるのか。また、変更額が大きいものはどんな工事かわかるよう一覧を出していただきたい。(次回に)</p> <p>○ 公告文について この案件には、工事の実施とか概要などの公告文がない。公告がないのは不透明な感じがする。</p>	<p>次回から準備します。</p> <p>次回、準備させていただきます。</p> <p>この案件は指名競争入札なので、公告は行っておりません。その代わりに概要等については、入札予報という形でインターネット等で公表していますので、次回よりその資料を準備させていただきます。</p>
---	---

2 環境第201号 環境パークⅡ期浸出水処理施設改修工事・・・条件付一般競争入札

意見・質問	回答等
<p>○ 回転円板について(1) 回転円板とは、何を持って品質を測れる装置か。</p> <p>○ 回転円板について(2) 回転円板を作っている業者は何社あるか。入札参加者は4社だがもっとあるのではないか。</p>	<p>一番大事なのは円板の面積で、どれだけ空気と水を触れさせる面積があるか、いかにコンパクトに円板のひだを付けていくかが品質の確認になります。回転円板を製作、設置状況を確認、そして水がいかにきれいになるかが重要です。</p> <p>回転円板を製作している会社は、知りうる限りでは1社です。回転円板をいかに安く仕入れるかということが業者による違いになると思います。</p>

<p>○入札方式について</p> <p>入札参加者4者のうち2者の入札だけが有効という結果で、ほとんど入札になっていない。これだけ金額が高額なら、条件を付けない一般競争にしてもそれなりの業者が参加するのではないか。</p> <p>○入札参加条件について</p> <p>入札参加条件として、「福知山市入札参加資格者名簿で機械器具設置に登録されている者」、とあるが、こういう制約はかける必要はないのではないか。</p>	<p>本市の入札方式の取決め事項に従い、条件付一般競争入札としました。特殊な工事なので、同種工事の施工実績があることも入札参加条件としました。施設を管理する担当課の立場からも、施工実績があることを入札参加条件とすることを望んでおり、これ以上条件を緩めることはできないのではないかと思います。</p> <p>本市では、一般に、本市の入札参加資格者名簿に登録された業者を対象にして入札・契約を行っています。</p>
---	---

3 教委福給第2号 福知山市新学校給食センター建設工事…公募型指名競争入札

意見・質問	回答等
<p>○入札金額について</p> <p>落札率は86%で、各業者の入札金額が最低制限価格にかなり近いところに集中している。これだけ大きな金額の工事で入札金額が全て同じくらいになるのは、どのような要因があるのか。</p> <p>○事業実施の決定について</p> <p>この事業の実施はいつ決まったのか。</p>	<p>各社とも受注意欲が高かった結果、ここまで積算価格を下げられて、最低制限価格に近いところで全ての業者が入札されたと考えております。</p> <p>平成18年に、一市三町の合併協定の中で、謳われたのが始まりです。</p>

<p>○事業の実施方法について(1)</p> <p>平成 18 年当時だと P F I はありえたのに、なぜ共同企業体方式としたか。福知山市はどういうとき P F I を採用するのか。</p>	<p>2 億円を超える工事は、本市では、共同企業体方式とすることになっているので、この調達方式を採用しました。</p> <p>また、本市では P F I を採用した実績はなく、取り組めておりません。</p>
<p>○事業の実施方法について(2)</p> <p>2 億円を超える工事であれば、節約できる場所もあると思う。これだけ金額が大きいのに入札金額にばらつきがないのは理由があると思うので、入札による限界があることを示している。金額が大きい場合は別の方式をとることを検討してほしい。</p>	<p>P F I の採用も含めまして、研究、検討したいと思います。</p>
<p>○共同企業体の組合せについて</p> <p>8 つの共同企業体が入札に参加したが、これは今回考えられる最大の数か。</p>	<p>共同企業体の代表構成委員の要件を満たす業者は 10 社あったので、共同企業体は最大 10 社が結成可能でした。</p>

4 下管第 3 号 土汚水中継自動除塵機更新工事・・・随意契約

意見・質問	回答等
<p>○入札不調について</p> <p>指名競争入札が 2 回不調となったため随意契約としたとのことだが、不調となった事情を説明してもらえるか。</p>	<p>1 回目の指名競争入札では、本市の入札参加資格者名簿で機械器具設置に登録されている業者の中から、日本下水道施設業協会の会員である者を 13 者指名しました。入札辞退が 12 者、入札書不着による失格者が 1 者ということで不調となりました。辞退理由の大半は技術者の配置ができないというものでした。</p> <p>2 回目も、同じ基準で指名業者を選びましたが、10 者中 9 者が辞退となりました。辞退理由の大半は技術者が配置できないということでした。</p> <p>想像されることとして、当時、東日本大震災があり、各プラント業者の技術者はそちらに行っていたのではな</p>

<p>○随意契約適用条文について 随意契約ができる理由として、どの条文を適用したのか。</p> <p>○一般競争入札について(1) 指名競争入札にしたからこのような結果になったと思う。指名業者名簿に登録がなくても参加できる形の一般競争入札にすればいい。</p> <p>○一般競争入札について(2) 予定価格が2千万円を超えており、指名競争入札で行う必要は全くない。名簿を撤廃して行う一般競争入札で十分やっていける。随意契約にならないよう、入札の形態をもう少し柔軟にして、一般競争入札をするような形を検討してほしい。</p>	<p>いか、また、金額の割に工期が長く、福知山市まで来て技術者を配置することを避けたのではないかと考えられます。</p> <p>地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号で、その性質、目的が競争入札に適さないというものです。これだけ多くの業者が辞退されたため、辞退しなかったこの業者しか施工できないとの結論を出しました。</p> <p>この金額の工事は、本市では指名競争入札で行うことになっています。指名業者登録は決まった受付期間があって、その間に申請があった業者のみ指名できると規則で決めているので仕方がないと思います。</p>
---	--

5 水道工第21号 堀浄水場 集中監視システム更新工事・・・条件付一般競争入札

意見・質問	回答等
<p>○ 工事内容について 集中監視室の中にある装置を取りかえるのですか。写真では、操作卓はそのままのように見えるのですが、中の装</p>	<p>工事の内容としては、旧システムのソフトを新しいソフトウェアへ切り替え、データのディスプレイ表示、記録を残せるようにするなど、機能を新しくしています。表面上は見えませんが、配線の全てについてやり替えを</p>

<p>置は変わっているのですか。</p> <p>○契約制度の見直しについて (1)</p> <p>最終的に2者の入札になっており、ほとんど競争入札になってない。入札参加資格がきわめて限定されていると感じる。契約制度を根本的に見直して、最低でも10社から20社が入札に参加できるような仕組みに変えないと、いくらやっても意味がないと思う。</p>	<p>しております。</p> <p>昨年も同じような案件がありましたが、今回は福知山市内に本社がある者に加えて、支店・営業所がある者も入札に参加できるとしており、入札参加条件は少し緩和しました。</p> <p>また、入札参加条件はケースバイケースで考える必要があります。水道の場合は、水は1日も止められないこともあり、災害が起きた場合も考えて、本件の機械はやはり地元の業者に設置していただくほうがよいというのが、私たちの方針です。ケースバイケースで検討しますが、必ずしも全てご希望どおりにはいかないというのが現状です。</p>
<p>○契約制度の見直しについて (2)</p> <p>ケースバイケースが裁量の範囲で決まるのではなく、裁量の余地のないケースバイケースの形も含めて、一般競争入札を増やすことを検討いただきたい。でないとこの委員会をやっても、ほとんど議論する意味がないと思う。特殊な要因はいろいろあるとは思いますが、どうしたら現状打破できるか、競争らしい競争が出来るかを考えてほしい。</p>	<p>水道・ガスは生活と密着したライフラインです。緊急・突発の事故対応が最優先されるときもあります。それぞれの部署でそれぞれの事情があるということのご理解をお願いしたいと思います。先生方の意見もごもっともだと思いますので、市長部局とガス水道部でよく調整をして、隔たりのない対応をしたいと思います。</p>
<p>○設計積算について(1)</p> <p>最低制限価格ギリギリで落札しているが、設計価格が高すぎたのではないか。予定価格はどうやって決めているの</p>	<p>積算は、できるだけ国土交通省の下水道等の電気関係の歩掛りを使い、特殊なものについては見積を取って丁寧に行っています。</p>

か。

○設計積算について(2)

競争がほとんどないにもかかわらず落札率が低いので、業者も十分に対応できる金額であったと推測される。ソフトの比重が大きい工事だが、高いものを買わされている可能性もあり、設計するときの姿勢を厳しくしてしっかり取り組んでいただきたい。